

## 低解約返戻金の保険商品に係る所得税法上の 経済的価値 (上)

酒 井 克 彦

### **Economic Value in the Income Tax Law to Affect Insurance Products of the Low Cancellation Refunds vol.1**

Katsuhiko SAKAI

The valuation of life insurance has been a huge argument for a long time. The core point of the argument is “what kind of criteria should be applied for evaluating the life insurance?”. Considering the fact that The Income Tax Law does not have the concrete text for this matter, the National Tax Agency issued Regulation to deal with this gap in the law. According to the Regulation, the life insurance must be evaluated based on the amount of its cancellation refunds. However, much attention should be paid to this matter because there still remains a huge doubt on its validity. In this paper, the validity of this evaluation method mentioned in the Regulation will be discussed.

**Key Words** : 低解約返戻金型生命保険, 生命保険契約, 所得税法 36 条, リストリクテッド・ストック, ストック・オプション, 権利確定主義, 所得税基本通達, 財産評価基本通達, 課税のタイミング, 非課税, 解約返戻金

#### はじめに

筆者は以前、国税庁のレセプションにおいて、次のような意見発信をしたことがある。すなわち、「代表取締役等を被保険者とする逓増定期型の養老保険契約を会社が保険会社との間に締結し、極めて低額の解約返戻金しか支払われない契約となっている時期に、会社から代表取締役等への契約者変更を行うことによって、契約者変更時の満期返戻金相当額で保険が譲渡されるとみて、そこから得られるタックスメリットを保険商品の売りとしているような保険契約においても、場合によっては……同族会社等の行為計算の否認規定の文理解釈による適用論は起り得ると思われるのです。財産評価基本通達 214《生命保険契約に関する権利の評価》がありますが、同通達の総則 6 項の適用議論のほか、同

族会社等の行為計算の否認規定の議論があり得ると考えるわけです。」と述べた<sup>1)</sup>。

例えば、P社が保険料を払い込んでいた生命保険契約の契約者の地位を、P社の代表取締役Xに変更した場合（以下「本件事例」という。）には、名義変更とともに、保険契約者の地位がXに引き継がれることになるため、所得税法上は、P社からXに対する経済的価値の移転があったと観念することになる。

そうであるとすると、本件事例において、生命保険契約について何らかの評価方法を採用して、P社からXへの、かかる契約の評価された価値相当分の利益移転があったとして、Xに対して所得課税がなされるべきなのではないかとの疑問が惹起される。最近、筆者が国税庁に対して指摘したこの点について、課税当局に取扱いの見直しの動きがあったので、本稿において、本件事例におけるXに対する所得課税の可能性等に関する簡単な理論的整理を行うこととしたい。

## I 問題関心

### 1. 名義変更に関する課税実務の取扱い

#### (1) 通達の問題点

これまで所得税基本通達 36-37《保険契約等に関する権利の評価》は、「使用者が役員又は使用人に対して支給する生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約に関する権利については、その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額）により評価する。」として、保険契約等に関する権利は、その時の解約返戻金の額によって評価することとしてきた。また、前述の財産評価基本通達 214《生命保険契約に関する権利の評価》は、「相続開始の時において、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時において当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。」と通達し<sup>2)</sup>、国税庁は、ホームページなどにおい

---

1) 酒井克彦「課税逃れに対するアプローチ試論」税大ジャーナル 28号 14頁（2017）。

2) ここにいう「生命保険契約」とは、相続税法3条《相続又は遺贈により取得したものとみなす場合》1項1号に規定する生命保険契約をいい、当該生命保険契約には一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約は含まれないと解されている。また、同通達は、被相続人が生命保険契約の契約者である場合にお

でも、その旨を次のように示していた。すなわち、「生命保険契約に関する権利の評価」として、「相続開始の時に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時にその契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価します。なお、解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には、その金額を差し引いた金額により生命保険契約に関する権利の価額を評価することとなります。」と広報していたのである<sup>3), 4)</sup>。

これらの課税上の取扱いに関して、筆者は、前述のとおり、国税庁でのレセプションにおいて、行き過ぎた節税保険に警鐘を鳴らしてきたし、税理士会などでの講演においても、節税保険が今後どのような取扱いになるかについては不透明であり、現行の保険商品がそのまま許容され続けるか否かについては判然としない旨論じてきた<sup>5)</sup>。また、筆者が座長を務める研究会報告においてもその旨を次のように指摘してきたところである<sup>6)</sup>。

法人契約の保険を個人に契約者変更を行った場合の課税関係については、例えば、ある会社が契約をしていた低解約返戻金型増定期保険を、被保険者である同社社長に契約者変更を行う場合、①保険の買取代金はどのように決定されるべきかという問題と②低解約返戻金期間中に解約をした場合も同様に考えるべきかという問題がある。

保険契約を前提としたとき、時価とは解約返戻金相当額（積立配当金額を含む。）と実務上考えられている。すなわち、所得税基本通達 36-37《保険契約等に関する権利の評価》が、「使用者が役員又は使用人に対して支給する生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約に関する権利については、その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額）により評価する。」とするのである（図表参照）。

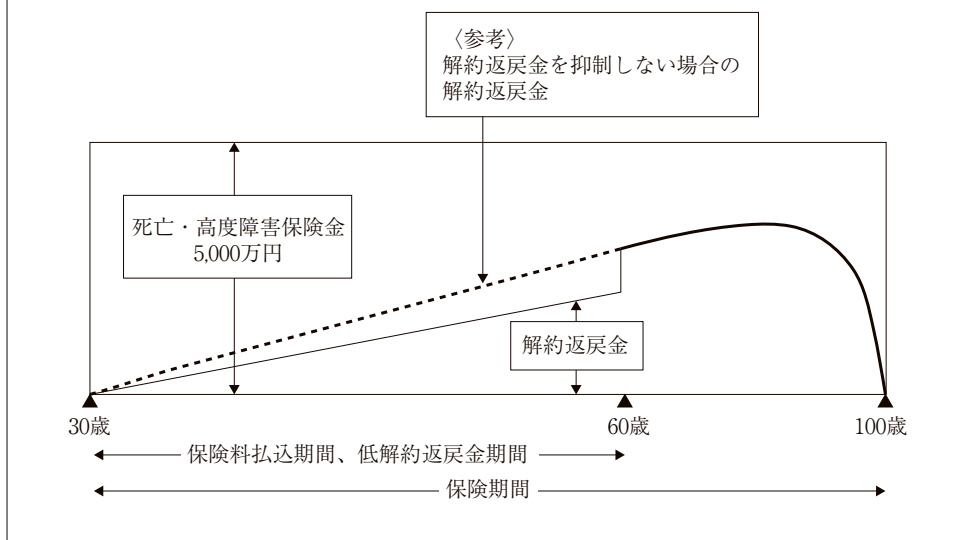
低解約返戻金型増定期保険を低解約返戻金期間中に解約をした場合には、上記と同様に考

いて、当該生命保険契約の契約者に対する貸付金若しくは保険料の振替貸付けに係る貸付金又は未払込保険料の額（いずれもその元利合計金額とする。）があるときは、当該契約者貸付金等の額について相続税法 13 条《債務控除》の適用がある点につき、留意すべきと通達している。

- 3) 国税庁 HP「タックスアンサー No.4660 生命保険契約に関する権利の評価」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hyoka/4660.htm> [令和 3 年 3 月 22 日訪問])。
- 4) なお、ここにいう生命保険契約には、これに類する共済契約で一定のものが含まれ、いわゆる掛捨て保険で解約返戻金のないものは評価しない点も付記されている。
- 5) 酒井克彦「保険通達に係る改正の必要性及びそこに所在する問題点」同編著監修『キャッチアップ保険の税務』13 頁（ぎょうせい 2019）。
- 6) 酒井克彦編著『クローズアップ保険税務』[松岡章夫執筆] 90 頁（財経詳報社 2017）。

えるべきなのであろうか。低解約返戻金型増定期保険とは、低解約返戻金期間（解約返戻金を抑制する期間をいい、契約から3から5年が多い。）中の解約返戻金を抑制して、保険料を割安とする保険である。

このような商品についても、上記通達のとおり、解約返戻金で時価評価をしてよいのかについては疑問が残る。低解約返戻金期間中に低い価額で買い取りをして、通常の返戻金になったときに解約返戻金を手にするると、その差額の経済的利益の課税をどこで行うべきかという議論も出てこよう。すなわち、解約をしたときに、取得金額と解約金額の差額を課税するのではなく、取得時に適正な時価を算出するべきという考えもあり得るからである。所得税基本通達36-37の取扱いには、法的根拠という意味において疑問を覚えざるを得ないのである。



## (2) 節税効果

これまでの通達が示す取扱いによれば、法人契約の保険契約を個人に名義変更した際の給与課税について課税すべき経済的利益は、一律して解約返戻金相当額によって評価することとされてきたわけであるが、これを用いて多額の節税効果を発揮する保険商品の存在が問題視されてきた。これについて、次のような仮定の契約に当てはめて、その節税効果を確認しておきたい。

### 【仮定：生命保険契約を法人から個人へ有償で譲渡する場合】

- ・ 契約者変更時点 5年目
- ・ 契約年齢 55歳
- ・ 増定期保険
- ・ 年払保険料 800万円（法人は保険料の6割を資産計上＝前払保険料2,400万円）
- ・ 名義変更時の解約返戻金相当額 40万円

増定期保険等、保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる保険契約については、実務上、法人税基本通達 9-3-5 の 2《定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い》が発遣されており、通常、法人は通達に従い保険料の一部を前払保険料として資産計上している（上記仮定では 2,400 万円）。つまり、法人のバランスシートによれば、一見、当該保険契約は 2,400 万円の資産価値があるものと解される場所ではあるものの、上記のとおり、所得税の計算上は、保険契約の評価は解約返戻金相当額によることとされてきた（所基通 36-37）。つまり、上記仮定では、解約返戻金相当額の 40 万円と評価されることから、法人にいくらの資産計上がなされていようと、個人は法人に対して同金額を支払さえすれば給与課税は発生しないことになる。なお、かようなタイプの保険商品の多くは、一定期間を経過した時点を境に、解約返戻金が急増する仕組みを設けているのであるが、かかる解約返戻金が急増する直前で名義変更を行えば、低い解約返戻金相当額で名義変更をし、かつ、その後、解約返戻金がピークを迎える時点で解約することで、多額の解約返戻金を受領することができる。ここで、解約返戻金収入については、個人の一時所得として課税されることから、最大 50 万円の特別控除（所法 34 ③）と、2 分の 1 課税（所法 22 ②二）の適用を受けることができ、所得税上の大きなメリットを享受できるのである。

他方、法人の側は、前払保険料として資産計上してきたものを、低い評価による対価で譲渡することから、そこに譲渡損失（法法 22 ③三）が発生することになり（上記仮定では、2,400 万円 - 40 万円 = 2,360 万円の損失）、その分、法人側においても法人税の節税効果が認められるのである。

すなわち、かような名義変更は、譲渡を受ける個人の側、譲渡をする法人の側それぞれにおいて節税効果を発揮するものであるが、これは、法人の側において多額の資産計上をしてきた保険契約を、低い解約返戻金相当額で評価するという、法人税基本通達と所得税基本通達の取扱いのアンバランスさを利用した節税スキームとってよいであろう。国税庁は、令和元年に法人税基本通達を改正し、「保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合」についての取扱いを大幅に見直したところであるが（法基通 9-3-5、9-3-5 の 2）、解約返戻金の評価を利用した上記のような、いわば名義変更スキームについての対策はなされてこなかった。筆者がかねてよりこの点を問題視してきたことは既述のとおりであるが、今回の所得税基本通達の見直しは、正にこの点への対応とってよいであろう。

## 2. 支払調書制度の改正

被保険者の死亡や解約等により、生命保険契約に基づく保険金等の支払をする者（保険

会社等)は、支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととされているが(所法225①四)、かかる支払調書の内容等については、省令に委任されている。これを受けて、所得税法施行規則86条《生命保険金等の支払調書》は、「その年中に生命保険金等の支払の基礎となる契約に基づき分配又は割戻しをする剰余金又は割戻金でその生命保険金等とともに又はその生命保険金等の支払の後に分配又は割戻しをするものの金額」(所規86①三)のほか、原則として<sup>7)</sup>、かかる契約の締結後に当該契約に係る契約者の変更(当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われる変更を除く。)があった場合には、次に掲げる事項を支払調書に記載しなければならないことと規定している(所規86①八)。

- ① 当該契約者の変更(当該契約に係る契約者の変更を2回以上行った場合には、最後の契約者の変更)前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- ② 当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は掛金の額
- ③ 当該契約に係る契約者の変更の回数

このような取扱い、平成27年度税制改正により創設<sup>8)</sup>されたものである<sup>9)</sup>。なお、支払調書を提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの書類に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている(所法242六)<sup>10)</sup>。

この改正について、財務省の担当者は、例えば、法人が契約した生命保険契約について、個人に名義を変更した後その個人に対して保険金が支払われた場合に、本来その個人の所得金額の計算上控除できない旧契約者たる当該法人の払込保険料をも含めて控除しているなどの申告誤りに対処するためである旨説明しているものの<sup>11)</sup>、かかる改正によって、低解約返戻金型生命保険の名義変更も当然に情報を収集することができる基盤が形成されていたとみてもよからう。

7) 所得税法施行令326条《生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収》6項3号に規定する団体保険に係る契約及び同令351条《生命保険金に類する給付等》1項3号から9号までに規定する給付に係る保険契約は対象から除かれている(所規86①八括弧書き)。

8) かかる改正は平成30年1月1日以降の契約者変更から適用されている。

9) 生命保険の支払調書については、酒井克彦『裁判例からみる保険税務』〔酒井=白倉真純〕122頁(大蔵財務協会2021)参照。

10) 近年の相次ぐ法定調書の拡充については、酒井克彦「事業者が直面する情報管理に係る新たな義務—マイナンバー制度と情報管理を巡る義務—」商学論纂57巻5=6号549頁(2016)参照。

11) 関禎一郎ほか『改正税法のすべて〔平成27年版〕〕211頁(大蔵財務協会2015)。



### 3. 国税庁の動き

このような状況の中、令和3年3月半ば、各生命保険会社に対して国税庁から、①法人契約の定期保険等を個人名義に変更した際の給与課税の見直しを6月末をめどに検討していること、②給与課税すべき経済的利益は現行では解約返戻金額に基づいて評価しているが、解約返戻金額が資産計上額の7割未満の場合は資産計上額での評価へと見直す方向であること、③令和元年7月8日以降締結した、法人税基本通達9-3-5の2《定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い》に基づき資産計上されている契約で、令和元年になされた「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い」に係る法人税基本通達等の一部改正日（令和元年6月28日）<sup>12)</sup>以降に名義変更を行ったものを適用対象とする予定であることなどが連絡された。

これは、例えば、令和3年3月17日付けの日本経済新聞朝刊において、「国税庁は生保各社に課税手法を見直す検討に入ったことを伝えた。17日にも詳細を説明する。経営者保険だけでなく、介護保険を通じた節税手法も問題視し、この対応も明確にする。」とされ、「経営者向け保険の中には、保険に加入した初期の解約時の返戻金を抑えた商品がある。低い返戻金で会社から経営者に保険の名義を移し替える際の課税額を抑え、経営者は返戻金が増加した後に解約して節税効果を得る手法が広がっていたとされる。今回、国税庁が見直す新たな課税手法では解約返戻金が保険料の支払額などから算出される保険の資産計上額の一定割合を下回る場合に資産計上額で課税額を算出する方針だ。19年以降の契約が対象になる見通し。経営者は名義変更時の課税額が増え、節税が困難になる。」などと報道され、実務的にも注目を集めた<sup>13)</sup>。なお、その後、国税庁は、令和3年4月28日から翌5月28日までの間、かかる通達改正に関してパブリックコメントを実施し、6月25日付けで所得税基本通達36-37を改正している。

## II インセンティブ報酬課税にみる権利確定主義

### 1. 所得税法36条

所得税法36条《収入金額》1項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年にお

12) かかる法人税基本通達の改正については、国税庁長官通達（課法2-13ほか2課共同）「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）」を参照。

13) なお、日本経済新聞〔電子版〕（2021年3月16日20時（2021年3月17日5時31分更新））「『節税保険』生保と攻防再燃・国税庁、抜け道ふさぐ」、朝日新聞〔電子版〕（2021年3月16日16時22分）「生命保険『節税』のカラクリ・国税庁がメス、業界は騒然」なども参照。

いて収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」とし、2項は、「前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。」と規定する。

ここにいう収入金額は、いわゆる権利確定主義に従って、課税のタイミングが画されると解されている<sup>14)</sup>。

この点に関し、親会社が付与するリストラクテッド・ストック（restricted stock：譲渡制限付株式引受権。以下「本件リストラクテッド・ストック」という。）<sup>15)</sup>の課税上の取扱いが争点とされたいわゆるリストラクテッド・ストック訴訟東京地裁平成17年12月16日判決（訟月53巻3号871頁。以下「東京地裁平成17年判決」という。）<sup>16)</sup>の事例を確認しておきたい。同地裁は、所得税法36条1項が、「収入すべき金額」としている点につき、「現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を表明したものであり、ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期は、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁昭和53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁参照）。」とする。その上で、「本件付与契約においては、……本件制限解除日（帰属確定日）において、本件リストラクテッド・ストックに係る全ての権利は原告に帰属するものとされているのであるから、同ストックに係る権利が最終的に原告に帰属したのは同解除日（平成12年9月1日）であるとの解釈を許容し得るものである。」と判示する。ここにいう「本件制限」とは、リストラクテッド・ストックに係る付与契約に基づき付与された株式は、帰属確定日まで売却、入質又は移転することができないとするリストラクテッド・ストック契約に付された譲渡制限のことをいうが、所得税法が採用しているとされる権利確定主義の下では、制限解除日に権利が確定したと考えられることから、その日をもって、所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」を観念すべきとするのである。

---

14) 権利確定主義については、酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅱ〔第2版〕』55頁（中央経済社2018）参照。

15) 法人からその法人の役員又は従業員等（以下「役員等」という。）にその役員等による役務提供の対価として交付される一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている「株式」を「特定譲渡制限付株式」ないし「リストラクテッド・ストック」という。リストラクテッド・ストックがコーポレート・ガバナンスに有意である点について、酒井克彦「インセンティブ報酬の多様性と税制の対応」同編著監修『キャッチアップ企業法務・税務コンプライアンス』52頁（ぎょうせい2020）参照。

16) 判例評釈として、岩崎友紀・税務事例39巻9号29頁（2007）など参照。



そして、同地裁は、最終的に課税のタイミングについて、「本件制限解除に至るまでの原告は、形式上米国 H 社の株主であるとはされているものの、その保有する株式を処分することも、株式買取請求権等の行使によって株式の処分に替えてその価値を取得することもおよそ不可能な状況に置かれていたものというべきであるから、このような時点において、株式の経済的価値を取得するに至ったと評価することはできず、むしろ、本件リストラクテッド・ストックに係る経済的利益の取得は、本件制限解除によって初めて現実化したものであって、その年分の所得として認識するのが相当であるというべきである。〔下線筆者〕とするのである。所得税法上の「所得」が、原則的に納付能力を伴う経済的利得であるべきとの立場からはこの判断が肯定されよう<sup>17)</sup>。

## 2. リストラクテッド・ストック訴訟

東京地裁平成 17 年判決は、本件リストラクテッド・ストックに係る全ての権利は同解除日に原告に帰属したとした。この判断は、例えば、ストック・ユニット<sup>18)</sup>に関する裁判例において、権利確定主義を論拠として、譲渡制限解除の日ではなく、その転換日の属する年分の所得であり、その収入金額は転換の日の証券市場の終値（TTM で換算）であると判示されてきたところとは異なるものといえる<sup>19)</sup>。そもそも、学説上、譲渡制限付株式引受権については譲渡制限解除の日の属する年分の所得であると解する有力な見解もあったところであり<sup>20)</sup>、この見地からみれば妥当性が検出され得る。また、ストック・ア

17) 注解所得税法研究会編『注解所得税法〔6訂版〕』1019頁（大蔵財務協会 2019）。

18) 株式報酬制度に基づき付与される報酬で、所定の転換日に付与会社の普通株式に転換される契約、すなわち、転換日に 1 ストック・ユニットにつき 1 株を与えるという会社と役員・従業員との間の契約によるインセンティブ報酬制度である（金子宏『租税法〔第 23 版〕』247 頁（弘文堂 2019））。

19) 東京地裁平成 27 年 9 月 30 日判決（税資 265 号順号 12728）、その控訴審東京高裁平成 28 年 4 月 14 日判決（税資 266 号順号 12842。最高裁平成 29 年 1 月 10 日第三小法廷決定（税資 267 号順号 12950）において上告棄却）、東京地裁平成 27 年 10 月 8 日判決（税資 265 号順号 12737）、その控訴審東京高裁平成 28 年 3 月 16 日判決（税資 266 号順号 12824。最高裁平成 28 年 12 月 20 日第三小法廷決定（税資 266 号順号 12947）において上告不受理）、東京地裁平成 27 年 10 月 8 日判決（税資 265 号順号 12735。判例評釈として、藤岡祐治・ジュリ 1503 号 123 頁（2017）参照）、その控訴審東京高裁平成 28 年 5 月 25 日判決（税資 266 号順号 12857。最高裁平成 28 年 11 月 29 日第三小法廷決定（税資 266 号順号 12939）において上告不受理）、東京地裁平成 28 年 1 月 21 日判決（訟月 62 巻 10 号 1693 頁）など。

20) 水野忠恒「ストック・ユニットに係る課税関係一わが国における争訟事例の検討」租税研究 792 号 167 頁（2015）、同「企業会計における実現主義と租税法における所得の実現との交錯について—ストック・ユニットの事例をもとにした権利確定主義と所得の実現に関する詳論」租税研究 794 号 40 頁（2015）、同「ストック・ユニットに係る課税関係—権利確定に関する事案の検討を中心に」国際税務 35 巻 11 号 88 頁（2015）などを参照。

ワード（stock award：停止条件付株式引受権）について、条件が成就して、株式引受権が確定した日の属する年分の所得であるとした裁判所の判断が権利確定主義を根拠に展開されていることとも整合的であると思われる<sup>21)</sup>。

もともと、東京地裁平成17年判決は、「他方、〈1〉同契約によれば、原告は本件付与日以降、本件リストラクテッド・ストックを売却、入質又は移転する権利を除く全ての株主権を有するものとされていること、〈2〉同ストックについては、原告名義で譲渡制限株主帳簿に記入・登録され得るものとされていること、〈3〉原告が制限期間中に日本HP社を退職したとき等には同ストックは没収されると規定されているところ、これは、制限期間中原告が同ストックに係る株主であることを前提とする規定と読めなくもないことなどに照らすと、本件付与によって原告が同ストックに係る株主としての権利を取得した可能性も否定できない。〔下線筆者〕」として検討を加えている。

すなわち、続けて、「しかしながら、仮にこのような前提に立つとしても、本件においては……、〈1〉本件リストラクテッド・ストックに付された譲渡制限が解除されるためには、原告が平成12年9月1日までの間、米国HP社における基幹的地位に留まりながら継続的にフルタイムの勤務形態で雇用契約を継続すること等の条件が付されており、これに反したときは同ストックも没収されるという不確定な権利が認められているにすぎないこと、〈2〉同ストックに係る株券は、エクスロー・エージェントとしての米国HP社総務部長に交付・預託されており、原告は本件制限解除日までその交付を受けることもできないものとされているため、原告が制限付株式を処分することは、事実上不可能であったといえること、〈3〉本件リストラクテッド・ストックの趣旨に照らし、一般の譲渡制限付株式の場合に認められる株式買取請求権等の行使は、およそ想定されていなかったものと解されること、〈4〉日本HP社担当者は、本件付与日における同ストックの付与価格をいずれも0.00ドルとしており、制限解除前の同ストックは市場価格が形成されないものであると認められること、〈5〉原告は、平成12年9月1日に同ストックにつき本件制限解除を受けたところ、同解除は、原告が制限期間中本件付与契約を遵守し、米国HP社及び日本HP社による本件会社分割等の業務を含む諸般の業務を誠実に遂行したことに対する対

---

21) 大阪地裁平成21年2月15日判決（判タ1277号142頁）、その控訴審大阪高裁平成20年12月19日判決（訟月56巻1号1頁。最高裁平成21年5月26日第三小法廷決定（税資259号順号11210）において上告不受理）。なお、役員の証券口座に入庫された日に所得と観念すべきとする判断として、東京地裁平成27年5月28日判決（税資265号順号12671）、その控訴審東京高裁平成27年12月2日判決（税資265号順号12763。最高裁平成29年2月14日第三小法廷決定（税資267号順号12979）において上告不受理）。判例評釈として、谷口勢津夫・ジュリ1501号10頁（2017）、長島弘・税務事例48巻4号25頁（2016）など参照。

価としての意味を有するものであることが認められるのである。」とした。

かように、権利帰属の実現については、単に譲渡等の権利行使の制限があるか否かという表面的ないし形式的な判断によるのではなく、内面的ないし実質的に検討を加えた上で、本件制限解除の日をもって権利確定の日とする判断が展開されている。

本件リストラクテッド・ストックのように、リストラクテッド・ストックには譲渡制限が付されることが通例であるが、譲渡制限期間中はそのリストラクテッド・ストックの処分ができないこととされている。このことに鑑み、特定譲渡制限付株式を付与された個人に対しては、特定譲渡制限付株式の譲渡制限の解除日に係る株式の価額で課税されることが明確に示された。このことは、付与時課税を実施しないことを意味する。

付与時課税を行わない点については、いわゆる親会社ストック・オプションの課税ルールと同様の取扱いであるということが出来る。もっとも、親会社ストック・オプション訴訟において、最高裁平成17年1月25日第三小法廷判決（集民59巻1号64頁。以下「最高裁平成17年判決」という。）では、権利行使時における経済的利益、すなわち権利行使益に対する課税が是とされたのであるが、他方で、上記の本件リストラクテッド・ストックの場合は、譲渡制限が付されてはいるものの、ストック・オプションとは異なりあくまでもそれが当初から「株式」であることには変わりがないから、権利行使時課税という観念はない。親会社ストック・オプション訴訟の事例において、課税当局は、譲渡制限が解除され権利行使が可能となった時点における課税をせずに、実際の権利行使時まで課税をしていないのは、経済的価値の外部からの流入が観念できないからと整理していたのではなかったであろうか。ストック・オプションの場合、権利行使をするか否かは権利行使者の側の判断次第であって、付与時あるいは権利行使が可能となった時において、必ずしも権利が「実現」と考えることはできないという事情があった。それに対して、リストラクテッド・ストックの場合には、権利行使をすることなく既に株式を有しており、ここに実質的な意味での経済的価値が付与されるものであるという点において、相違がみられよう。

### 3. 親会社ストック・オプション訴訟

数ある親会社ストック・オプション訴訟のうちの一つである東京地裁平成14年11月26日判決（訟月51巻10号2783頁）は、「本件ストックオプションそのものが給与所得であり、その価額を権利行使利益に基づいて算定すべきである」との見解について検討している。すなわち、「本件ストックオプションそのものは、原告の付与後における長期的就労による貢献を期待し、その対価として与えられたものということは可能であり、したがって、これを給与所得として課税の対象にすることは、理論上は可能であると解され

る。しかしながら、このように考えた場合の本件ストックオプションによる収入金額は、本件ストックオプションを取得した時における価額、すなわち、オプション価格となるはずである〔下線筆者〕というのである。ストック・オプションそのものを労務の対価とみる見解（以下、判決文内において「そのような見解」、あるいは「このような見解」という。）が可能だとして、オプション価格を所得税法 28 条《給与所得》にいう「給与等」と解し得るとするのである。

その上で、同地裁は、「本件ストックオプションのオプション価格の算定とは、米国 M 社の株式が将来様々な値動きをする可能性があることを総合的に考慮した上で、将来の一定期間内に、一定の権利行使価格でこれを取得する権利を取得することにどの程度の経済的価値があるものと評価するかという観点から検討されるべき問題であり、いわば期待権の価値をどのように評価するかという問題として理解されるべきものである。これに対し、権利行使利益とは、様々な可能性がある中で、たまたま生じた結果の一つにすぎないのであるから、これをオプション価格とみるべきであるというのは、1 億円の宝くじが当たった後になって、当該宝くじの販売価格は 1 億円と評価すべきであるというのに等しい。また、同一の時期に付与され、同一の時期に権利行使が可能になったストックオプションであっても、実際の権利行使時期が異なれば権利行使利益も異なることになるが、上記の見解によれば、その異なる権利行使利益の額が、いずれも当該ストックオプションの価額であることにならなければならないのであるから、そのような見解は、一物に二価、三価があることを認めるものにほかならないこととなる。要するに、このような見解は、オプション価格の算定について根本的な誤解をしているものといわざるを得ず、到底採用できるものではない（もともと、オプション価格を権利行使利益によってしか算定することができないのであれば、オプション取引市場が成立するはずはない。そして、実際の金融取引市場においては、オプション価格は、ブラック＝ショールズ式等によって算定され、これに基づいて取引が行われていることは周知の事実である。）。〔下線筆者〕」とした。

被告課税庁は、本件ストック・オプション付与時には、その経済的利益が現実化していないから、経済的利益が現実化した権利行使時に、その価格評価をすべきであるという趣旨の主張をしたところ、東京地裁は、「しかしながら、仮に上記主張が、本件ストックオプション付与時には、一定期間の就労という条件が満たされていないため、未だ権利が確定していないものと考えるべきであるという趣旨であるとすれば、それは、本件ストックオプションの収入時は、条件成就時（すなわち、契約に定める就労期間が経過した時）であって、その時におけるオプション価格に基づいて収入金額を算定すべきであるという理由にはなり得ても、権利行使時に権利行使利益を収入金額とすべきであるという理由には

なり得ない。また、実際に権利行使がされるまでは、具体的にどの程度の利益が得られるかがわからないという趣旨であるとすれば、そのようなことは期待権の性質上当然であって、そのことから評価額を権利行使利益額とすべき理由は全くない。更に、オプション価格そのものの算定は極めて困難であるから、その価格を権利行使利益に基づいて算定すべきであるというのであれば、それは、一種の擬制にほかならず、そのようなことは、法令上の根拠があって初めて可能になるものというべきところ、そのような定めは存しないことは既に指摘したとおりであるし、本件ストックオプションは処分が禁止されているため、その処分価値（オプション価格）によって本件ストックオプションの評価をするのは相当ではなく、権利行使利益によってその評価を行うべきであるという趣旨であるとしても、やはり、その見解は、法律上の根拠のない擬制を行うものといわざるを得ない（なお、ストックオプションに対しては、給与所得課税ができないとしても、……オプション価格の算定が困難であるところから、本来課税の対象となるべきものに課税がされないという不当な結果が生じるおそれはなく、この観点からしても、法令上の根拠がないにもかかわらず、あえて上記のような擬制をしなければならぬような事情が存するものとはいえない。）。〔下線筆者〕として、課税処分を違法なものとした。

ところが、この判断は、控訴審東京高裁平成16年2月25日判決（税資254号9571順号）において否定された<sup>22)</sup>。

親会社ストック・オプション訴訟におけるストック・オプションも、リストラクテッド・ストックに類似している。すなわち、ストック・オプションが付与されても、当面は譲渡制限や権利行使制限が課されており、実際に権利を行使しようにもそれが不可能であるという契約であったのである。そこで、リストラクテッド・ストック訴訟と同様に、権利行使制限の解除の日をもって、所得税法36条2項にいう「金銭以外の権利その他経済的な利益」を観念することができるのではないかという疑義が生じ得る<sup>23)</sup>。しかしながら、権利行使制限が解除された時においては、なるほど権利行使は可能であるものの、実際的にはかかる権利は単なる形成権にすぎず、権利行使価額が自社株の市場価格を上回っている保証はない。つまり、株価が行使価格を下回る場合（アウト・オブ・ザ・マネー）には、ストック・オプションはいわば無価値となってしまうのであるから、そのような状

22) なお、この事件は、最高裁平成17年1月25日第三小法廷決定（税資255号9909順号）において上告不受理となり確定している。

23) 平成28年度税制改正により、商法ないし会社法の一定の規定に基づいて譲渡制限その他特別の条件付新株予約権等の付与を受けた場合には、当該権利の行使により取得した株式に係る所得税法36条2項の価額は、権利の行使の日における当該株式の価額から権利の区分に応じ一定の金額を控除した金額とすることとされた（所令84②）。



況にあって、権利行使可能時に果たして、同権利を行使するか否かは判然としていないのである。さすれば、権利行使をしない可能性があるにもかかわらず、かような不安定な形成権を所得税法 36 条 1 項にいう「権利」と解釈することには無理があるといわざるを得ない<sup>24)</sup>。かような理由から、付与時課税<sup>25)</sup>や権利行使可能時課税ではなく、権利行使時課税こそがリーズナブルな解釈として評価され得るのである<sup>26)</sup>。

リストラクテッド・ストックについて、前述の東京地裁平成 17 年判決は、「仮に本件付与日（追加付与分については、その付与日）において原告が本件リストラクテッド・ストックに係る経済的利益を取得したと考えるとすると、原告は、現実には株式の価値に相当する利益を取得する手段が全くないにもかかわらず、付与日の株価を基準として算出した所得に対応する多額の所得税の納税義務を負うこととなるが、このような結論は、原告にとっても酷といわざるを得ないのであって、この点からしても、上記のように解するのが相当というべきである。」という。すなわち、リストラクテッド・ストック訴訟における、所得税法 36 条 2 項にいう「金銭以外の権利その他経済的な利益」を付与時において観念すべきか否かという問題は、上記の親会社ストック・オプション訴訟におけるストック・オプションの権利行使時の問題と同様の理論構成を採用しているとみることができるように思われる。

かような理解は、所得税法が課税の対象としている担税力という観点から考えることも十分に可能である。すなわち、換価可能性ないし経済的評価可能性の全く認められない段階での課税は、担税力課税という原則的思考に抵触するおそれすらあるからである。

もっとも、リストラクテッド・ストック訴訟において、原告は、権利等の換価可能性は必ずしも所得課税の要件とされているものではないと主張している。これに対し、東京地裁平成 17 年判決は、「換価可能性は所得課税の担税力を裏付けるものとしても重要であっ

---

24) この点については、酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分（下）—東京高裁判決（平成 16 年 2 月 19 日判決）の検討を中心に—」税務事例 36 巻 6 号 3 頁（2004）。

25) 渡辺徹也「ストック・オプションに関する課税上の諸問題—非適格ストック・オプションを中心に—」税法 550 号 77 頁（2003）は付与時課税の立法論を主張される。

26) この点につき、最高裁平成 17 年判決は、「前記事実関係によれば、本件ストックオプション制度に基づき付与されたストックオプションについては、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできないものとされているというのであり、被付与者は、これを行行使することによって、初めて経済的な利益を受けることができるものとされているということが出来る。そうであるとすれば、B 社は、上告人に対し、本件付与契約により本件ストックオプションを付与し、その約定に従って所定の権利行使価格で株式を取得させたことによって、本件権利行使益を得させたものであるということが出来る」とする。

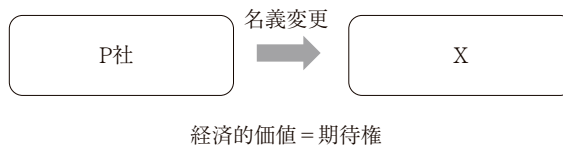


て、換価可能性ないし経済的評価可能性の全く認められない段階で課税することは、納税者にとってもかえって酷な結果を招くことがある」として原告の主張を排斥しているが、この辺りの考え方は、ストック・オプション課税とリストラクテッド・ストック課税が担税力課税という点において同様の構成を採用していることの現れであるといえよう<sup>27)</sup>。

#### 4. 期待権

結論として、上記親会社ストック・オプション訴訟では、付与時の段階では経済的利益が実現していないとする課税庁の主張は第一審判決において否定されたものの、その後、かかる主張は控訴審判決において肯定されたのである<sup>28)</sup>。

図1 名義変更と期待権



翻って、本件事例を考えてみると、評価されるべき保険契約に関する経済的価値とは何であろうか。仮に、それを「保険契約者としての地位」であるとすると、その「地位」とは経済的に何を意味するのであろうか。そこにいう経済的価値の本質は、保険金受取人としての、「保険事故が生じた際に得られる保険金（見舞金や治療費等）」ではないのか。そうであるとするならば、P社からXに保険契約が移転した段階では、未だ発生していないものであるともいえる。この点、いざ保険事故が発生した場合に保険金を受け取ることができる「安心感」というものはあったとしても、それは、先の親会社ストック・オプション訴訟にいう「期待権」にほかならず、それを経済的に評価して課税するというのはいささか現実的ではないようにも思われる<sup>29)</sup>。例えてみれば、学生が入社の内定をもらっただ

27) なるほど、原告は、未実現の利益であってもみなし配当所得として課税されることがあるとも主張するが、みなし配当所得については別段の立法上の措置（平成13年法律第6号による改正前の所得税法25条2項2号）の下に課税されていたものであるから、本件リストラクテッド・ストックに係る課税関係と同視し得るものではないのは当然であろう。

28) 最終的に、親会社ストック・オプション訴訟は、別の事例ではあるものの、権利行使時課税が妥当とされ、給与所得に該当することが判示された（最高裁平成17年1月25日第三小法廷判決・民集59巻1号64頁）。判例評釈には膨大なものがあるが、例えば、増田稔・平成17年度最高裁判所判例解説〔民事篇〕〔上〕39頁（2008）、品川芳宣・税研121号42頁（2005）など参照。

29) 一定期間の占有により時効が成立したとしても、時効の援用前（形成権行使前）は、権利行

けで、将来不安から解放されるとしても、かかる「安心感」としての「期待権」に対しては課税を行わないのと同様、それを課税対象とすることは少なくとも現行所得税法上の規定を前提とする限り想定し得ない。

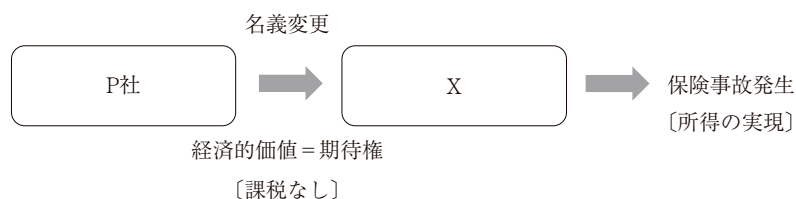
では、将来的に得られるであろう「保険事故が生じた際に得られる保険金（見舞金や治療費等）」は、保険契約者変更時に発生している経済的利益であろうか。

ここでは、上記親会社ストック・オプション訴訟において、いったんは第一審において否定された課税当局の「本件ストックオプション付与時には、その経済的利益が現実化していないから、経済的利益が現実化した権利行使時に、その価格評価をすべきである。」との見解に沿った考え方が採用されるべきようにも思われる。つまり、同訴訟でストック・オプション権の付与時においては、その経済的利益が現実化していないと考えられたように、契約者変更時には未だ保険事故が発生していないし、もしかしたら、保険事故は発生しないまま契約期間が満了したり、死亡してしまう可能性も十分にあるのである。

そのような保険事故未発生段階の保険契約者変更時課税は、ストック・オプション権の付与時課税と同様、権利確定主義の考え方からすれば課税のタイミングが到来していないと考えるべきことになりそうである。

他方、親会社ストック・オプション訴訟においては、結局のところ、ストック・オプションの権利行使時に生じた経済的利益が全て給与所得課税の対象とされたのであるが、保険契約者変更の本件もこの点になぞらえることが可能であるように思われる。

図2 課税のタイミング



使前のストック・オプションと同様、そのような形成権は単なる期待権にすぎず、譲渡性・流通性がないのであれば、収入実現の蓋然性が高いとはいえないのであるから、単なる占有状態のみをもって課税適状にあるとはいえない。これに対して時効の援用（形成権行使）によって時効取得する経済的利得は収入実現の蓋然性が高いのであるから、その時点をもって一時所得の「収入すべき時期」と解すべきであろう（酒井・前掲注 24, 5 頁）。

## 5. 実現時の非課税所得

ストック・オプションの権利行使時に経済的利益が実現したと解するのと同様、本件事例の場合は、保険事故発生時に見舞金や治療費等相当額の保険金がXに流入する。これは、Xにとっては、所得税法36条にいう「収入すべき金額」であるから、ここで経済的利益が実現することになる。すなわち、所得はそこで観念されることになる。

もっとも、所得税法9条《非課税所得》1項17号は、「保険業法……に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金……で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの」を非課税としており、これを受けた所得税法施行令30条《非課税とされる保険金、損害賠償金等》は、「次に掲げるものその他これらに類するもの……とする。」として、

「一 損害保険契約……に基づく保険金、生命保険契約……に基づく給付金及び損害保険契約又は生命保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金で、身体の傷害に基因して支払を受けるもの並びに心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金……

二 損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金……で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金……

三 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金……」

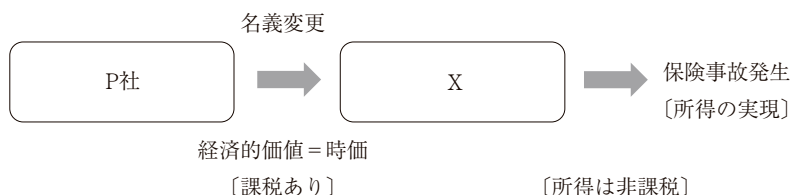
と規定しており、「保険事故が生じた際に得られる保険金（見舞金や治療費等）」は、所得ではあるものの、所得税法上の非課税所得に該当すると解される。

## 6. 国税庁の取扱い

ところで、生命保険契約がリストリクテッド・ストックやストック・オプションと異なるのは、譲渡制限が付されているものではないことから、市場を観念し得るという点である。そうなると、実際問題としては、評価の問題にシフトするといっても過言ではなからう。換言すれば、課税されるべきか否かという点は、専ら評価という事実認定の問題に接続することになるのではなからうか。これは、いわば、親会社ストック・オプション訴訟において、前述の東京地裁判決がブラックショールズモデルなどを引き合いに出した考え方に接続し、時価課税が模索されることになりそうである。

もっとも、時価による評価を行うとして、時価が差し当たり想定され得る市場における客観的交換価値と解した場合、かかる市場価値を評価しようにも、現実問題として、生命保険契約に関し、上記親会社ストック・オプション訴訟において東京地裁判決が示すよう

図3 時価課税の余地



な評価方法が確立されているであろうか。かような評価方法が確立されているのであれば格別、そうではない限り、そこにいう市場価値とは実際に保険契約者の地位に基づいて保険契約上受け得る解約返戻金によって評価せざるを得ないようにも思われるのである。かように考えると、国税庁が通達等をもって行ってきた従来の解釈はセカンドベストとして一応の合理性は有してたと考えられよう。

### Ⅲ 過度な節税に対する対処

#### 1. 評価方法の確立

解約返戻金以外の方法による評価方法が確立されていない限りは、立法的な手法による「みなし」規定の創設などの課税手法が考えられる。今般、課税当局が行った取扱いの変更は所得税の取扱いに関する通達の改正によるものであるが、かかる通達改正によって生命保険自体の評価方法を構築することの限界も感じざるを得ない。所得税法 36 条の解釈通達でどこまで対処可能であるのかについては不安を覚えよう。この度の通達改正によって、国税庁は「解約返戻金額が資産計上額の 7 割未満の場合は資産計上額での評価へと見直す」こととしたのであるが、そこにいう「解約返戻金額が資産計上額の 7 割未満」の法的根拠が明らかにされる必要がある。所得税法の解釈としての妥当性が問われるからである。しかしながら、今のところ国税庁がこの点を十分に説明しているとは見受けられず、不安が残る。この点については後述することとしよう。

#### 2. 同族会社等の行為又は計算の否認規定の適用

これまで国税庁が公表してきた解約返戻金による評価を前提として、数多の節税保険商品が構築されてきたわけであるが、かかる評価方法はあくまでも解釈の域を出ない。したがって、節税保険商品について、かかる通達の取扱いを濫用する形で利用するような租税回避が認定される場合には、所得税法 157 条《同族会社等の行為又は計算の否認等》の規定の適用はあり得ると思われる。

現行制度の法解釈を前提としてかかる制度を濫用するような場合においても、所得税法

157条は適用し得ると解すれば<sup>30)</sup>、所得税の負担を不当に減少すると認められるケースにおいては、更正処分等の行政処分権限の行使もあり得るといふべきであろう。もっとも、そのようないわゆる制度濫用の場合に、同条の適用があり得るか否かについては議論のあるところではある。この点、いわゆるヤフー事件最高裁平成28年2月29日第一小法廷判決（民集70巻2号242頁）<sup>31)</sup>は、法人税法上の行為又は計算の否認規定である法人税法132条の2《組織再編成に係る行為又は計算の否認》を制度濫用に適用することを許容したものと解し得るところ、同様の解釈が所得税法157条にも適用し得ると解せば、節税保険商品につき解約返戻金による評価を濫用したと思われるケースにおいても、同条の適用はあり得ると解すべきであろう。

---

30) 金子宏東京大学名誉教授は、「租税減免規定の趣旨・目的に反するにもかかわらず、私法上の形成可能性を利用して、自己の取引をそれに充足するように仕組み、もって税負担の軽減または排除を図る行為」を租税回避と整理される（金子・前掲注18, 135頁）。この点は、1977年ないし2008年のドイツ租税通則法42条の改正などを受けて、今村隆教授が指摘されてきた点でもある（今村『租税回避と濫用法理』17頁（大蔵財務協会2015））。同改正については、例えば、旧AO42条については清永敬次「基地会社とAO42条」『租税回避の研究』260頁（ミネルヴァ書房2015）、中里実「一般的租税回避否認規定とナチスドイツ」中里ほか『BEPSとグローバル経済活動』1頁（有斐閣2017）、改正法については、谷口勢津夫「ドイツにおける租税回避の一般的否認規定の最近の展開」税大論叢90周年記念論文集237頁（2008）、同「ドイツ租税基本法42条の改正内容とその評価—濫用概念を中心として」税研149号13頁（2010）。これらの論稿はのちに、同『租税回避論』240頁、268頁（清文社2014）に改題の上所収）など参照。

31) 判例評釈として、徳地淳＝林史高・平成28年度最高裁判所判例解説〔民事篇〕84頁（2019）、岡村忠生・ジュリ1495号10頁（2016）、今村隆・税弘64巻7号54頁（2016）、伊藤剛志・ジュリ1496号31頁（2016）、渡辺徹也・商事2112号4頁、2113号23頁（2016）、小塚真啓・平成28年度重要判例解説〔ジュリ臨増〕214頁（2017）、岩崎政明・民商153巻6号118頁（2018）、太田洋・税弘64巻6号44頁（2016）、木山泰嗣・税通71巻6号10頁（2016）、泉絢也・税務事例48巻6号32頁（2016）、多賀谷博康・アコード・タックス・レビュー9＝10号64頁（2018）、藤原健太郎・法協135巻9号2234頁（2018）など参照。